

証券コード 3322
平成30年6月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区東1丁目26番20号
アルファグループ株式会社
代表取締役社長 吉岡 伸一郎

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号
アイビーホール青学会館 グローリー館 2階 ミルトス
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第21期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第21期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

◎代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

- 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト上に修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当社ウェブサイト <http://www.alpha-grp.co.jp/ir/kabu/>

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いておりますが、米国新政権による政策動向や朝鮮半島における政治的緊張等の懸念材料により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢の中、当社グループは第21期を「次なる一歩へ踏み出す期」と位置づけ、これまで確立してきた事業基盤に甘んじることなく、既存事業、新規事業のいずれにおいてもさらなる成長を目指して事業遂行に努めてまいりました。

モバイル事業におきましては、スマートフォン販売の適正化に向けた取り組みの促進により販売競争の沈静化が進んだこと、またMVNO（仮想移動体通信事業者）端末の普及によりユーザーの通信端末利用環境がより多様化していること、さらには新たな通信事業者の参入が発表されたことなどにより市場は新たな局面を迎えております。

当社グループにおいてもMNO（移動体通信事業者）端末とMVNO端末の販売構成比の変動や販売単価の変動等により、売上高に影響が生じております。このような事業環境の変化に対応するため、既存の携帯電話販売においてはこれまでの首都圏から出店範囲を拡大したり、MVNO専売ショップの出店を進めていくなど、新たな販売網の確立に努めております。また、新たな取り組みであるスマートフォンアクセサリ専門ショップにつきましては、将来の収益確保を見据えた投資として積極的に出店を進めてまいりました。

オフィスサプライ事業におきましては、主力商材である「カウネット」の新規顧客獲得と既存登録顧客への継続利用の促進を行うなどの取り組みに注力し、平成29年7月において、新たに奈良に「カウネット」の展開に特化したコールセンターを開設いたしました。また、従来の愛媛コールセンターでは、これまでに培ったノウハウを活かして新規商材の開拓に取り組んでおります。さらに、起業時に有用な知識をまとめた情報誌を発刊し、カウネットの顧客獲得に加えて広告収入など、さらなる収益基盤の構築に努めました。

環境商材事業におきましては、LED照明機器の販売・レンタル、ウォーターサーバーで使用するウォーターパックの販売、保有するソーラーパークにおいて発電する電力の販売、という3つの商材の取り扱いを軸に展開しております。

平成29年3月期より開始したLED照明機器の販売・レンタルにおいては、将来収益の確保のため、契約時点において費用が発生することになるレンタルというスキームを特に積極的に推し進め、様々な業種の法人顧客に対して導入の提案を行っております。

ウォーターパックの販売では、平成29年3月期において投資として利用顧客の譲受を実施したことにより、堅調に収益を確保しております。また、電力の販売におきましても、新たな投資を控えて売電収入の確保に注力しております。これら2つの商材においては、投資に対して最小限の費用で継続収益を確保するというビジネスモデルを確立しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高212億89百万円（前年同期比10.3%減）、営業利益2億43百万円（前年同期比58.9%減）、経常利益2億43百万円（前年同期比59.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益46百万円（前年同期比85.2%減）となりました。

事業部門別売上高の状況

事業部門	売上高(千円)	構成比(%)	前期比(%)
モバイル事業	14,250,063	66.9	89.4
オフィスサプライ事業	6,343,492	29.8	97.8
環境商材事業	696,184	3.3	53.0
合計	21,289,739	100.0	89.7

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は609,552千円であり、その主なものは利用顧客の譲受けや店舗出店に伴う内装工事等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度及び翌事業年度の設備投資並びに運転資金に充当するため、金融機関から短期借入金として830,000千円、長期借入金として700,000千円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成27年 3 月期)	第 19 期 (平成28年 3 月期)	第 20 期 (平成29年 3 月期)	第 21 期 (平成30年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	31,490,603	35,449,766	23,739,691	21,289,739
経 常 利 益(千円)	444,031	625,593	594,700	243,967
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	397,405	407,828	315,023	46,558
1 株当たり当期純利益 (円)	125円63銭	137円79銭	110円64銭	16円47銭
総 資 産(千円)	10,453,958	7,914,205	7,981,015	8,775,926
純 資 産(千円)	3,718,163	3,539,284	3,713,401	3,721,434
1 株当たり純資産(円)	1,113円66銭	1,224円10銭	1,313円87銭	1,315円34銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成27年 3 月期)	第 19 期 (平成28年 3 月期)	第 20 期 (平成29年 3 月期)	第 21 期 (平成30年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	6,131,483	6,354,983	6,371,479	6,177,144
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	134,588	53,034	△32,108	△79,180
当期純利益又は当 期 純 損 失 (△) (千円)	107,141	32,065	△38,271	△101,492
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	33円87銭	10円83銭	△13円44銭	△35円91銭
総 資 産(千円)	5,419,501	4,741,686	5,111,830	5,894,440
純 資 産(千円)	2,428,098	1,873,243	1,694,065	1,554,046
1 株当たり純資産(円)	727円26銭	647円88銭	599円39銭	548円48銭

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) アルファライズ	90,000千円	100%	オフィス用品の通信販売及びポトルウォーターの販売
アルファインターナショナル(株)	100,000千円	100%	移動体通信機器の販売
(株) インチャージ	90,000千円	100%	再生可能エネルギー事業 スマートフォンアクセサリーの販売

(10) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「人に、よりよく」を企業理念とし、企業活動の基本方針として事業を行っております。

これまでの当社グループの成長を支えてきたものは、事業機会の創出やマーケティング全般にわたるサポート、そして販売実績の向上等を通じて培ってきた、販社及び販売代理店との信頼関係です。

今後とも更なるご信頼をいただけるよう、新商材やサポート、ソリューションサービスを充実し、販社と代理店双方の「ベストビジネスパートナー」を目指してパートナー企業と共に成長し続けるため、知恵と情熱を注ぎ続けてまいります。

② 目標とする経営指標

当社グループは、株主利益の増大を重視し、収益性と資本効率を高めることにより総合的に企業価値の最大化を図るという観点から、売上高営業利益率及び連結ROE（株主資本当期純利益率）を重要な経営指標と定め、その向上に努めることを中長期的な目標としております。

③ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社の事業は継続収入の確保を基盤とするものであり、その基盤をより多く創造し、またより強固に成長させていくことが持続的な成長のための当社のミッションであると考えております。これを実現し、中長期的な成長力の強化を目指すため、当社はグループの持株会社として以下の取り組みをサポートしてまいります。

1. 代理店網の強化・拡充

当社グループの収益と成長力の源泉として各事業を大きく支えているのは代理店網であり、当社グループは販社と代理店がよりスピーディーに販路拡大、収益拡大できるように販売スタッフの教育、経営ノウハウの提供、販売・仕入情報等、さまざまな経営サポートを提供することで代理店網の基盤強化を進めてまいります。

2. スtockコミッション収入の増大

当社グループは、モバイル事業及びオフィスサプライ事業のように顧客獲得後、顧客の利用量に応じたストックコミッション収入が得られる商品・サービスの販売に注力することで、安定的かつ継続的な利益の獲得を通じて「継続的な利益成長」を目指してまいります。

3. 新商材の開発

ストックコミッション収入を生み出すためには、その源泉となる商材を確保することが不可欠となります。経営環境の変化に対応していくため、既存の収益基盤に満足することなく、常に新しい商材を開拓してまいります。

4. 経営効率の向上

経営資源の集約によるバックオフィス業務の効率化や業務フローの改善を実施し、機会損失やロスを最小限に抑えます。また、徹底したコスト管理とコーポレート・ガバナンスの充実、内部統制の整備により財務体質の健全化に努めてまいります。

(11) **主要な事業内容**（平成30年3月31日現在）

当社グループは、モバイル事業、オフィスサプライ事業、環境商材事業を軸に事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① モバイル事業

NTTドコモ、ソフトバンク、楽天モバイルの移動体通信端末の販売代理店事業、au一次代理店事業、スマートフォンアクセサリ販売事業

② オフィスサプライ事業

株式会社カウネットのエリアエージェント事業（注1）及びエージェント事業（注2）

③ 環境商材事業

LED照明機器の販売・レンタル、ウォーターサーバー事業の販売代理店、メガソーラー発電施設により発電された電力の販売

(注) 1. 株式会社カウネットと委託販売契約を締結した代理店をエリアエージェントと呼んでおります。

エリアエージェントは、登録顧客の開拓と管理を行うエージェントとして、オフィス用品のユーザーとなる法人顧客の拡大営業を行うと同時に、法人顧客を開拓するエージェントを開拓及び管理する一次代理店の機能を果たすことを株式会社カウネットに委託されております。

2. 株式会社カウネット所定のエージェント登録手続を完了した販売店をエージェントと呼んでおります。エージェントは、株式会社カウネットの登録法人顧客の開拓及び管理等を行う販売店であります。

(12) **主要な事業所**（平成30年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

(株)アルファライズ	東京都渋谷区
アルファインターナショナル(株)	東京都渋谷区
(株)インチャージ	東京都渋谷区

(13) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイル事業	200名	50名増加
オフィスサプライ事業	5	1名減少
環境商材事業	20	11名増加
全社（共通）	31	6名増加
合計	256	66名増加

- (注) 1. 使用人数には、アルバイト（42名）は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度と比べ66名増加しましたのは、事業展開に伴って採用活動を進めたためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名	17名増加	39.4歳	5.2年

事業部門	使用人数
環境商材事業	19名
全社（共通）	31
合計	50

- (注) 1. 使用人数には、アルバイトは含んでおりません。
2. 使用人数が前事業年度末と比べ17名増加しましたのは、事業展開に伴って採用活動を進めたためであります。

(14) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	552,854千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	500,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	413,850千円
株 式 会 社 新 生 銀 行	300,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	291,100千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	280,000千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	275,000千円
株 式 会 社 京 葉 銀 行	100,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 10,080,000株
- ② 発行済株式の総数 3,481,200株（自己株式654,883株を含む）
- ③ 株主数 520名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 岡 伸 一 郎	847,900株	30.0%
兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 菊地孝	416,000株	14.7%
株式会社エクステンド 代表取締役 吉岡伸一郎	378,800株	13.4%
株式会社光通信 代表取締役 重田康光	290,600株	10.3%
株式会社マルチメディアネットワーク 代表取締役 村本竜司	206,700株	7.3%
株式会社SBI証券 代表取締役 高村正人	162,400株	5.7%
鷲 見 貴 彦	94,100株	3.3%
株式会社小肥羊ジャパン 代表取締役 社長 青山浩	63,100株	2.2%
アルファグループ役員持株会	37,000株	1.3%
尾 崎 昌 宏	27,300株	1.0%

- (注) 1. 当社は、自己株式を654,883株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成29年8月1日において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第4回新株予約権
発行決議日	平成29年7月31日
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額(円)(注)2	新株予約権と引き換えに払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,607
新株予約権の行使期間	平成31年8月7日～ 平成34年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)1
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 保有者数3人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④ 新株予約権行使の年間合計金額は1,200万円を超えないものとする。
- ⑤ 単元株式数(100株)未満の株式数に関しては権利行使できない。
- ⑥ 新株予約権者は、平成30年3月期から平成34年3月期のいずれかの事業年度にかかる当社が提出した決算短信に記載される連結貸借対照表及び連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書)において、連結経常利益(連結財務諸表を作成していない場合は経常利益)が8億円を超えた場合に、その事業年度に関わる決算短信が提出された日から、この全部または一部につき新株予約権を行使することができる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

地 位	ふ り が な 氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	よし おか しん いち ろう 吉 岡 伸 一 郎	(株)アルファライズ 代表取締役社長 アルファインターナショナル(株) 取締役会長 (株)インチャージ 取締役
常 務 取 締 役	やま なか かず ひろ 山 中 一 浩	(株)インチャージ 代表取締役社長 アルファインターナショナル(株) 取締役 (株)アルファライズ 取締役
取 締 役	とく やま むね とし 徳 山 宗 年	アルファインターナショナル(株) 代表取締役社長
取 締 役	にし の ゆたか 西 野 裕	
取 締 役	わた なべ まもる 渡 邊 守	渡邊司法書士・行政書士事務所 司法書士、行政書士
常 勤 監 査 役	まつ まつ すすむ 松 崎 進	
監 査 役	たか はし らい た 高 橋 雷 太	(株)吉田経営 代表取締役社長 (株)プロゴワス 社外監査役 長島商事(株) 社外監査役 エム・ビー・シー開発(株) 社外監査役 (株)新生社印刷 社外監査役
監 査 役	あお むら かつ ひこ 青 村 克 彦	

- (注) 1. 渡邊守氏は社外取締役であります。
 2. 監査役は全員社外監査役であります。
 3. 取締役渡邊守氏は、司法書士、行政書士の資格を有しており、会社法等に相当程度の知見を有しております。
 4. 常勤監査役松崎進氏及び監査役青村克彦氏は、経験豊富な管理経験者の見識に基づくアドバイスを期待しております。
 5. 監査役高橋雷太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は監査役松崎進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	4名	102,292千円
監 査 役	3	4,440
合 計 (うち社外役員)	7 (4)	106,732 (5,040)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成29年6月29日開催の第20回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額40,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記取締役報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,700千円を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役渡邊守氏は、渡邊司法書士・行政書士事務所の司法書士、行政書士であります。なお、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋雷太氏は、株式会社吉田経営の代表取締役社長、並びに株式会社プロゴワス、長島商事株式会社、エム・ビー・シー開発株式会社及び株式会社新生社印刷の社外監査役であります。なお、当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 渡 邊 守	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 松 寄 進	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、経験豊富な管理経験者の見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 高 橋 雷 太	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 青 村 克 彦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、経験豊富な管理経験者の見識に基づき、適宜発言を行っております。

(注) 上記のほか、書面決議を5回行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することが困難ですので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人東陽監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、会計監査人東陽監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社では、業務の適正を確保するための体制整備のため、次のとおりの内部統制システム整備の基本方針を取締役会において決議しております。

1. 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に係る規程・マニュアル等を制定し、法令・定款及び社会規範を遵守し、その徹底を図る。コンプライアンスに関わる重要事項については、取締役及び各部門の長が出席する経営会議において検討、審議を行い、その結果を取締役会に報告する。
 - 2) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に関わる規程・マニュアルに基づき、より高い倫理観をもって誠実に行動することを規範として定めると共に、法令またはコンプライアンスガイドラインに違反する行為の未然防止に努める。
 - 3) 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する業務を主管しコンプライアンス委員長を務めると共に、コンプライアンス事務局を設置し内部通報制度及びコンプライアンス相談窓口を設けて、情報の確保に努める。
 - 4) 内部監査部門は、管理部門または監査役会と連携の上進捗状況を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は、株主総会、取締役会及び稟議に係る文書等、取締役の業務執行に係る文書またはその他の情報について、文書管理規程に基づき、主管する部門が保存及び管理を行い、一定期間は閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、全社的リスクマネジメント及び情報セキュリティについて管理部門が主体となって、当社及び子会社のリスク管理体制を整備する。管理部門は、会社方針と目標及び基本戦略を立案し推進する。そして、当社及び子会社の適切な情報セキュリティの確立及び改善を図るため、管理部門の指揮・監督・指導のもとに情報セキュリティに関する構築と継続した見直し、体制及び運用、モニタリング等による課題抽出及び改善の施策立案を行う。
 - 2) 当社は、当社及び子会社の財務リスク軽減を図るために経理規程、予算管理規程、外注管理規程等の社内規程により、リスク発生の可能性をビジネス遂行に必要とされる合理的な範囲に収める体制を構築する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、会社の組織機構、分掌業務並びに職務権限及び責任を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - 2) 当社は、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 3) 当社は、持株会社制度を採用し、各子会社社長は、組織規程・職務権限規程等に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。
 - 4) 当社は、経営計画に基づき、各子会社の事業進捗を管理すると共に目標達成のための当社グループ施策を展開する。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社の役員等が子会社の取締役・監査役を兼任し、業務執行を監督・監査する。
 - 2) 当社は、関係会社管理規程に基づき、一定の基準を上回る事項については当社への決裁・報告制度により子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。
 - 3) 子会社は、当社からの経営指導等が法令に違反し、その他コンプライアンス上の問題があると認められた場合には、コンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス事務局長または監査役に改善策の策定を求めることができる。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 当社は、監査役の求めに応じて、管理部門の従業員に補助業務を行わせるものとし、監査役より命令を受けた従業員は、その命令に関して監査役の指揮命令に従い、取締役及び上長等の指揮命令を受けない。
 - 2) 当社は、補助業務にあたる従業員の人事異動について、監査役の意見を踏まえた上で行う。
7. 当社及び子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができる。
 - 2) 監査役は、当社及び子会社の取締役会その他社内主要会議に出席すると共に、必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員に対して説明を求めることができる。
 - 3) 当社は、内部通報制度を適切に運用し、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査役への報告体制を確保する。

- 4) 内部監査部門は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。
- 5) 当社は、監査役が監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、管理部門と連動し、監査役の閲覧する資料の整備に努める。
- 6) 当社は、監査役や内部通報窓口に対して報告・通報を行った者に対し、当該報告・通報を行ったことを理由としていかなる不利益も課してはならないものとし、その旨の周知徹底を図る。
- 7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況については以下のとおりです。

1. 内部統制体制の運用状況

当社では、内部監査室による監査を通じて、内部統制システム全般の整備・運用状況を定期的に確認し、改善しております。なお、当事業年度においては、子会社を含め21組織部門の内部監査を実施いたしました。

また、上記体制のもと、内部統制委員会において金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

2. 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として毎月、取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うと共に、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役1名を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。当事業年度におきましては、取締役会を12回開催しております。なお、上記のほか、書面決議を5回行っております。

また、迅速な意思決定による経営の機動力の確保のため、経営会議を週に1回開催しております。

3. 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、管理部門にて経営管理体制の整備、統括を実施しており、関係会社管理規程を定め、当該事項の重要性に応じて子会社から事前の承認ないしは報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

4. 監査役

監査役は、当事業年度においては監査役会を14回開催すると共に、当社及び子会社取締役会その他重要会議への出席や取締役や従業員等からのヒアリングを通じて、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査し、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査役は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,668,699	流 動 負 債	3,421,295
現金及び預金	1,717,091	買掛金	1,227,271
受取手形及び売掛金	1,360,446	短期借入金	950,000
商品及び製品	1,265,323	1年以内返済予定長期借入金	528,612
原材料及び貯蔵品	493	未払金	369,757
繰延税金資産	10,054	未払法人税等	57,976
未収入金	500,644	その他	287,678
短期貸付金	558,501	固 定 負 債	1,633,196
その他	267,120	長期借入金	1,387,892
貸倒引当金	△10,976	繰延税金負債	30,890
固 定 資 産	3,107,227	役員退職慰労引当金	63,674
有 形 固 定 資 産	1,080,601	その他	150,740
建物	276,506	負 債 合 計	5,054,491
機械及び装置	318,171	純 資 産 の 部	
車両運搬具	2,046	株 主 資 本	3,717,565
工具、器具及び備品	330,749	資本金	728,734
土地	153,126	資本剰余金	688,336
無 形 固 定 資 産	600,792	利益剰余金	3,185,633
顧客関連資産	595,736	自己株式	△885,139
その他	5,055	新 株 予 約 権	3,868
投 資 そ の 他 の 資 産	1,425,833		
長期貸付金	309,204		
差入保証金	792,396		
繰延税金資産	76,978		
その他	643,157		
貸倒引当金	△395,902	純 資 産 合 計	3,721,434
資 産 合 計	8,775,926	負 債 純 資 産 合 計	8,775,926

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		21,289,739
売上原価		17,936,524
売上総利益		3,353,214
販売費及び一般管理費		3,109,429
営業利益		243,785
営業外収益		
受取利息	4,341	
受取手数料	2,831	
受取保険金	876	
助成金収入	3,488	
為替差益	1,909	
その他	5,239	18,686
営業外費用		
支払利息	18,094	
その他	410	18,504
経常利益		243,967
特別損失		
固定資産除却損	5,219	
減損損失	13,704	
投資有価証券評価損	20,021	
その他	5,281	44,227
税金等調整前当期純利益		199,740
法人税、住民税及び事業税	148,283	
法人税等調整額	4,898	153,181
当期純利益		46,558
親会社株主に帰属する利益		46,558

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日 残高	728,734	688,336	3,181,470	△885,139	3,713,401
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△42,394		△42,394
親会社株主に帰属する 当期純利益			46,558		46,558
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	4,163	—	4,163
平成30年3月31日 残高	728,734	688,336	3,185,633	△885,139	3,717,565

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成29年4月1日 残高	—	—	—	3,713,401
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△42,394
親会社株主に帰属する 当期純利益				46,558
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	—	—	3,868	3,868
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,868	8,032
平成30年3月31日 残高	—	—	3,868	3,721,434

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,301,878	流 動 負 債	3,083,367
現金及び預金	566,175	買掛金	994,755
売掛金	1,474,897	短期借入金	1,150,000
商品	173,905	1年以内返済予定長期借入金	478,716
原材料及び貯蔵品	243	未払金	315,952
前払費用	31,305	未払費用	68,675
短期貸付金	1,855,000	未払法人税等	7,085
立替金	157,813	その他の	68,181
未収入金	41,777	固 定 負 債	1,257,026
未収還付法人税等	197	長期借入金	1,146,688
未収還付消費税	3,126	預り保証金	30,500
その他の	4,569	役員退職慰労引当金	63,674
貸倒引当金	△7,131	その他の	16,164
固 定 資 産	1,592,561	負 債 合 計	4,340,393
有 形 固 定 資 産	291,109	純 資 産 の 部	
建物	6,073	株 主 資 本	1,550,177
車両運搬具	2,046	資本金	728,734
工具、器具及び備品	282,989	資本剰余金	688,336
無 形 固 定 資 産	1,250	資本準備金	688,336
投 資 そ の 他 の 資 産	1,300,201	利 益 剰 余 金	1,018,246
投資有価証券	43,758	その他利益剰余金	1,018,246
関係会社株式	1,160,829	繰越利益剰余金	1,018,246
差入保証金	90,249	自 己 株 式	△885,139
破産更生債権等	54,612	新 株 予 約 権	3,868
その他の	5,365		
貸倒引当金	△54,612	純 資 産 合 計	1,554,046
資 産 合 計	5,894,440	負 債 純 資 産 合 計	5,894,440

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		6,177,144
売 上 原 価		5,201,847
売 上 総 利 益		975,297
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,057,970
営 業 損 失		△82,672
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,909	
そ の 他	7,069	19,979
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,423	
そ の 他	64	16,487
経 常 損 失		△79,180
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,241	
会 員 権 評 価 損	3,780	20,021
税 引 前 当 期 純 損 失		△99,202
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,290	2,290
当 期 純 損 失		△101,492

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計 合		
平成29年4月1日 残高	728,734	688,336	688,336	1,162,133	1,162,133	△885,139	1,694,065
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△42,394	△42,394		△42,394
当期純損失				△101,492	△101,492		△101,492
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△143,887	△143,887		△143,887
平成30年3月31日 残高	728,734	688,336	688,336	1,018,246	1,018,246	△885,139	1,550,177

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 計 合		
平成29年4月1日 残高	-	-	-	1,694,065
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△42,394
当期純損失				△101,492
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	3,868	3,868
事業年度中の変動額合計	-	-	3,868	△140,018
平成30年3月31日 残高	-	-	3,868	1,554,046

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

アルファグループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 里 直 記 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルファグループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルファグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

アルファグループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 司 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 里 直 記 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルファグループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

アルファグループ株式会社	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	松 寄 進 ㊟
社外監査役	高 橋 雷 太 ㊟
社外監査役	青 村 克 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期業績及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、1株あたり15円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - ・当社普通株式1株につき金15円
 - ・配当総額42,394,755円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数 (株)
1	よしおか しんいちろう 吉岡伸一郎 (昭和45年5月29日生)	平成9年10月 当社設立 代表取締役社長就任 平成13年1月 当社代表取締役会長就任 平成21年6月 当社取締役会長就任 平成24年4月 当社代表取締役 最高事業責任者就任 平成25年4月 当社代表取締役社長就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファインターナショナル(株)取締役会長 (株)アルファライズ代表取締役社長 (株)インチャージ取締役	847,900
2	やまなか かずひろ 山 中 一 浩 (昭和38年1月1日生)	昭和61年4月 (株)安達・グリーントラベル入社 平成11年4月 同社取締役リゾート部門長就任 平成13年8月 同社取締役経営企画室長就任 平成16年4月 タイムズサービス(株)入社 平成18年11月 同社経営企画部長兼新規事業部長就任 平成20年2月 (株)ぼけかる倶楽部入社 平成22年6月 (株)I&Pマネジメント取締役就任 平成23年6月 (株)ぼけかる倶楽部常務取締役就任 平成23年6月 (株)国際事業開発取締役就任 平成24年10月 (株)ココチカ代表取締役就任 (現任) 平成24年12月 当社事業全般に関わる顧問契約 締結 平成26年6月 当社取締役就任 平成26年11月 (株)フューチャービジョン取締役 就任(現任) 平成29年4月 当社常務取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファインターナショナル(株)取締役 (株)アルファライズ取締役 (株)インチャージ代表取締役社長	-

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数 (株)
3	とく やま むね とし 徳 山 宗 年 (昭和49年1月26日生)	平成10年5月 当社入社 平成13年4月 当社モバイルビジネス代理店部門リーダー 平成15年10月 当社モバイルビジネス代理店部門マネージャー 平成20年6月 当社執行役員就任 平成21年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファインターナショナル(株) 代表取締役社長	8,500
4	にし の ゆたか 西 野 裕 (昭和41年7月5日生)	昭和63年4月 (株)日本エルシーエー入社 昭和63年9月 (株)ベンチャーリンク転籍 平成5年11月 (株)エフアンドエム入社 平成10年4月 同社東京支社長兼TS企画部長就任 平成11年4月 同社再就職支援事業部長就任 平成12年11月 (株)チャレンジャーグレイクリスマス代表取締役社長就任 平成15年7月 (株)ビジャスト代表取締役社長就任 平成19年4月 (株)ビジャスト総研代表取締役就任 平成24年2月 当社人事に関わる顧問契約締結 平成25年6月 当社社外取締役就任 平成27年3月 当社社外取締役辞任 平成27年6月 当社社外取締役就任 平成28年6月 当社取締役就任(現任)	-
5	わた なべ まもる 渡 邊 守 (昭和45年4月3日生)	平成2年7月 三好司法書士事務所入所 平成6年1月 芳賀司法書士事務所入所 平成14年8月 渡邊司法書士事務所(現・渡邊司法書士・行政書士事務所)開設 (現在に至る) 平成17年6月 (株)アロンエステート監査役就任 平成18年6月 (株)メッツ監査役就任 平成19年6月 (株)リヴァンプ監査役就任 平成28年6月 当社社外取締役就任(現任)	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊守氏は社外取締役候補者であります。
3. 渡邊守氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏は司法書士の資格を有しており、会社法等に相当程度の知見を有していること、上場企業における監査役としての経験を有していることから、取締役の業務執行に対する監督においてその経験を活かしていただきたいためであります。
4. 渡邊守氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 渡邊守氏は、社外取締役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定められております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成29年6月29日開催の第20回定時株主総会において補欠監査役に選任された野村典之氏の選任の効力は本総会開始の時までとされており。つきましては、監査役が法令の員数を欠くこととなる場合に備え、改めて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は以下のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	候 補 者 の 有 す る 当 社 の 株 式 数 (株)
の む ら の り ゆ き 野 村 典 之 (昭 和 18 年 9 月 30 日 生)	昭和43年4月 日本ファイリング(株) 入社 平成2年5月 同社本店特販部長就任 平成9年12月 同社営業副本部長 兼本店第二営業部長就任 平成10年6月 同社取締役就任 平成11年6月 同社営業本部長就任 平成15年6月 同社常務取締役就任 平成17年4月 同社取締役販売本部長就任 平成19年6月 同社退任 平成20年6月 当社補欠監査役 平成21年6月 当社監査役就任	—

- (注) 1. 野村典之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野村典之氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 野村典之氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、企業経営等豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断したためであります。
4. 野村典之氏は、社外監査役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、監査役就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定める予定です。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が清陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の会計監査人としての独立性および専門性の有無、監査実施体制、上場会社監査実績及び報酬の水準等を精査し、検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

名	称	清陽監査法人																										
事	務	東京都港区西新橋1丁目22番10号 西新橋アネックスビル2階																										
沿	革	平成23年2月 設立																										
概	要	<table border="0"> <tr> <td>資本金</td> <td>15,000,000円</td> </tr> <tr> <td>構成人員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社員</td> <td>代表社員 12名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社員 6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(社員合計) 18名</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>公認会計士 48名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他 3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(職員合計) 51名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>《合計》 69名</td> </tr> <tr> <td>関与会社</td> <td>金融商品取引法・会社法監査対象会社 15社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会社法監査対象会社 23社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他監査対象会社等 38社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>《合計》 76社</td> </tr> </table>	資本金	15,000,000円	構成人員		社員	代表社員 12名		社員 6名		(社員合計) 18名	職員	公認会計士 48名		その他 3名		(職員合計) 51名		《合計》 69名	関与会社	金融商品取引法・会社法監査対象会社 15社		会社法監査対象会社 23社		その他監査対象会社等 38社		《合計》 76社
資本金	15,000,000円																											
構成人員																												
社員	代表社員 12名																											
	社員 6名																											
	(社員合計) 18名																											
職員	公認会計士 48名																											
	その他 3名																											
	(職員合計) 51名																											
	《合計》 69名																											
関与会社	金融商品取引法・会社法監査対象会社 15社																											
	会社法監査対象会社 23社																											
	その他監査対象会社等 38社																											
	《合計》 76社																											

(注) 1. 清陽監査法人は、会計監査人の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、会計監査人就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定める予定です。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号

アイビーホール青学会館 グローリー館 2階 ミルトス

電話番号：03-3409-8181



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。